

平成 17 年 11 月

平成 18 年度の税制改正に関する答申

税 制 調 査 会

一 基本的考え方

今、わが国は、先進国中最悪の危機的財政状況の下、少子・高齢化、グローバル化といった大きな構造変化に直面している。この中で、政府は、将来にわたり公正な社会を維持し、持続的な経済社会の活性化を実現するため、広範な分野の構造改革に取り組んでいる。例えば、近年、不良債権処理の促進や大胆な規制改革が進められ、経済の体質強化や民需中心の経済活性化が図られている。税制についても、新たな社会に相応しい姿に再構築するため、「るべき税制」の具体化に向けた取組みを進めている。

厳しい財政状況に対する国民の将来不安を払拭し、経済社会の持続的な活性化を図るため、公的部門を持続可能なものにしていくことが極めて重要な課題である。このため、「三位一体の改革」を実現することに加え、給付と負担のあり方を抜本的に見直す社会保障制度改革、さらには歳出・歳入両面からの財政構造改革を断行していかなければならない。こうした歳出・歳入一体改革の土台固めを行う平成18年度予算において、政府は、一般歳出を平成17年度に引き続き減額するとともに、新規国債発行額についてできるだけ30兆円に近づけるとの方針で、予算編成に取り組むこととしている。

今後これらの改革を実行していくにあたり、まずはあらゆる分野で徹底した行政改革を進め、公的部門の無駄をなくして欲しいというのが国民の声である。税制調査会としても、一般会計・特別会計ともに徹底した歳出削減や予算配分の重点化・合理化を実現し、聖域なき歳出改革が図られることが不可欠であると考える。

他方、高齢化の進展に伴い公的サービスの費用が急速に拡大している中、租税を含むわが国の国民負担は、他の先進諸国と比較しても低い水準となっている。歳出改革を断行しつつも、なお必要とされる社会共通の費用については、制度・執行両面の取組みを通じて、国民全体で広く公平に分かち合う必要がある。今後、所得・消費・資産等の課税ベースを通じてどのような負担を求めることが適当かといった検討も含め、税体系全体の抜本的改革を総合的に議論していかなければならない。税制改革は、種々の改革と密接に関連しており、今後歳出・歳入両面からの財政構造改革全体の姿を示し、国民の理解を求めていく必要がある。政府は来年半ばを目途に歳出・歳入一体改革の方向についての選択肢と工程表を明らかにするとしており、税制調査会としてもかかる諸改革の動きを十分に踏まえつつ、税制全体のあり方の総合的な検討を進めていきたい。

以下、平成18年度改正の主要な課題についての指針を示すこととする。

公益法人制度改革に対する税制については、本年6月の「新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方」で示したとおり、「新たな非営利法人制度」の適切な制度設計が税制上の措置を検討する不可欠の前提である。当調査会としては、「新たな非営利法人制度」に関する法案の具体的な内容を踏まえ、改めて税制の具体化に向けた検討を行うこととしたい。

3. 国際課税

租税条約は、国家間の課税権を調整し、国際的な投資交流を促進するための基礎的なインフラである。そのネットワークを拡充すべく、先般改定について基本合意された日英租税条約・日印租税条約の早期の実施に向け、努力すべきである。

脱税等のいわゆる犯則事件に関し、条約上の情報交換規定に基づく情報提供要請に応じての情報収集手段を拡充する必要がある。また、課税の適正化を図るため、わが国に短期間滞在する居住外国人の課税範囲を限定している非永住者制度を見直すべきである。さらに、条約上と国内法上との取扱いの差異を利用した国際的な租税回避の防止が重要であり、その方策について検討していく必要がある。

4. 酒税

現行の酒税制度は、近年の酒類消費の多様化や製造技術の変革に必ずしも適切に対応したものとはなっていない。このような状況を踏まえ、税制の中立性や公平性を確保する観点から、酒類の製法や性質等に着目してその分類の大括り・簡素化を図り、酒類間の税負担格差を縮小する方向で包括的に見直す必要がある。

5. 固定資産税

固定資産税は、どの市町村にも広く存在する固定資産を課税客体としており、税源の偏りも小さく市町村税としてふさわしい基幹税目であり、今後も本税の安定的な確保が重要である。

土地に係る固定資産税については、平成6年度以降いわゆる7割評価が実施され、評価水準は全国的に均衡化された。一方、税負担の急増に配慮した措置が講じられてきた結果、負担水準については依然としてばらつきが残っている。このため、今後、これまでの負担調整措置を基本に、負担の均衡化・適正化を一層促進する必要がある。

9. 納税環境整備

税制に対する国民の信頼を確保するためには、制度のみならず、所得捕捉等の執行面においても適正・公平な課税の実現に努めるとともに、まじめな納税者の視点に立って制度を改善していく必要がある。

公示制度については、第三者の監視による牽制的効果の発揮を目的として設けられたが、所期の目的外に利用されている面がある、犯罪や嫌がらせの誘発の原因となっている等、種々の指摘がなされている。また、これに加え、個人情報保護法の施行を契機に、国の行政機関が保有する情報について一層適正な取扱いが求められている。このような諸事情を踏まえ、公示制度は廃止すべきである。

相続税の物納制度については、物納の許可基準が明確でない、手続に長期間を要するケースが見られる等の指摘があることを踏まえ、物納制度に対する信頼を確保するため、手続の明確化・迅速化等の観点から制度を整備すべきである。

加算税制度については、近年のインターネット取引の急増等を背景に無申告事例が多発している状況等にかんがみ、申告秩序維持の観点からその割合を見直す必要がある。

個人住民税については、徴収の効率化を図る観点から、所得税や介護保険料と同様に、公的年金等からの特別徴収を速やかに実施する必要がある。

本格的な税源移譲を実施するに当たっての基本的考え方

- 三位一体改革の一環としての国庫補助負担金改革の結果を受け、所得税から個人住民税への恒久措置として、概ね3兆円の本格的な税源移譲を行う。
- その際、個々の納税者の税負担が極力変わらないよう配慮しつつ、所得税及び個人住民税の役割分担の明確化を図る。具体的には、
 - 個人住民税は、応益性や偏在度の縮小といった観点を踏まえ、所得割の税率を10%にフラット化する。
 - 所得税は、所得再分配機能が適切に發揮されるよう、より累進的な税率構造(最低税率5%・最高税率40%の設定)を構築することとし、他の税率やブレケットについては、個々の納税者における税負担の変動の極小化の観点を踏まえ、検討を行う。
 - 所得税と個人住民税の人的控除額の差に基づき、全所得者層において生ずる負担増については、所得税の税率の刻みや個人住民税の減額措置により、調整を行う。

税源移譲後の所得税・個人住民税の税率(案)

【現 行】

所 得 税		
課 税 所 得	税 率	
330万円	~ 330万円	10 %
900万円	~ 900万円	20 %
1,800万円	~ 1,800万円	30 %
1,800万円	~	37 %

【改 正 案】

所 得 税		
課 税 所 得	税 率	
195万円	~ 195万円	5 %
330万円	~ 330万円	10 %
695万円	~ 695万円	20 %
900万円	~ 900万円	23 %
1,800万円	~ 1,800万円	33 %
1,800万円	~	40 %

個人住民税		
課 税 所 得	標準税率	
200万円	~ 200万円	5 %
700万円	~ 700万円	10 %
700万円	~	13 %
(道府県民税)		
700万円	~ 700万円	2 %
700万円	~	3 %
(市町村民税)		
200万円	~ 200万円	3 %
200万円	~ 700万円	8 %
700万円	~	10 %

個人住民税		
課 税 所 得	標準税率	
一律	10 %	
(道府県民税)		
一律	4 %	
(市町村民税)		
一律	6 %	

(注)上記の改正は、平成19年分所得税及び平成19年度分個人住民税から適用する。

環境税に関する答申(政府税調)

平成18年度の税制改正に関する答申(抄) (平成17年11月 政府税制調査会)

二 主要な課題

8. 地球温暖化問題への対応

いわゆる環境税については、国・地方の温暖化対策全体の中での環境税の具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組みの現状、さらには既存のエネルギー関係諸税との関係といった多岐にわたる検討課題がある。現在、関係省庁等において、これらの課題について議論が行われているところであり、その状況を踏まえつつ、総合的に検討していく必要がある。

答申に盛り込まれていない主な意見(抄) (平成17年11月 政府税制調査会)

地球温暖化問題への対応

- イ 京都議定書目標達成計画で、環境税なしの施策が閣議決定された。自主的に取り組んでいる企業に対し、追加負担を求める場合には反対であり、既存の環境対策予算を効率的に使うことや、化石燃料への課税を整理することが先決ではないか。
- ロ 環境省案は、財源確保に重点が置かれていること、税率が低く効果が不明であること、使途が明確になつていないこと等について疑問がある。
- ハ 昨年の環境省案は、電気の税率が一律であることや社会保障財源に充てられるなどの問題があったが、今年の案は議論のたたき台になるのではないか。
- ニ 環境税の使途については、地方で森林整備などの環境政策を行っていくことに配慮すべき。
- ホ 環境税の消費抑制効果を発揮させるため、できるだけ消費に近い段階で課税することを検討すべき。

環境税に関する答申(与党税調)

平成18年度税制改正大綱(抄) (平成17年12月 自由民主党 公明党)

第三 検討事項

- 1 わが国は環境先進国として、地球温暖化問題において世界をリードする役割を果たすため、平成17年4月に京都議定書目標達成計画を閣議決定し、国、地方をあげて多様な政策への取り組みを開始し、6%削減約束を確実に達成することとしている。環境税については、平成20年から京都議定書の第一約束期間が始まるごとを踏まえ、さまざまな政策的手法全体の中での位置づけ、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する。

環境税の具体案(骨子)

趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ○企業、家庭などの全ての主体に対して、排出量に応じた公平な地球温暖化対策への参加を求める。(規制を受ける人や企業、自主的に取り組む大企業だけによる限られた範囲の取組から、全員参加の裾野の広い削減の推進へ) ○削減努力した企業への税の軽減により、対策を促す。
課税の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭・オフィス: <ul style="list-style-type: none"> ・灯油、ガソリン、LPG（上流で課税） ○工場等: <ul style="list-style-type: none"> ・石炭、重油、軽油、天然ガス、ジェット燃料（大口排出者による申告納税） ○家庭・オフィス・工場等: <ul style="list-style-type: none"> ・電気、都市ガスに関しては、発電・ガス事業者が用いる化石燃料に対して課税
税率 ・税収額	<ul style="list-style-type: none"> ○税率: 2,400円／炭素トン 税収額: 約3,700億円 ○家計の負担: 世帯当たり平均 年間約2,100円(月額約180円)
軽減措置	<ul style="list-style-type: none"> ○国際競争力の確保や 排出削減努力の奨励促進等のため、 <ul style="list-style-type: none"> ・大口排出事業者において、削減努力をした場合は、5割軽減(エネルギー多消費産業には6割) ・鉄鋼等製造用の石炭、コークス等は免税 ・灯油について5割の軽減

使途	<ul style="list-style-type: none"> ○一般財源 <ul style="list-style-type: none"> (税収の全額を、企業・家庭などの温暖化対策、森林の整備・保全、温暖化対策の減税財源に充てる。) <ul style="list-style-type: none"> ①荒れた森の再生 ②エコ住宅・エコビルの爆発的普及 ③クリーンエネルギー自動車の加速的普及 ④植物由来の燃料など自然エネルギーのもう一段の活用 ⑤自然エネルギーの利用促進 ○税収の一部を地方の温暖化対策に充てるため、地方公共団体へ譲与
効果・影響	<ul style="list-style-type: none"> ○税によるCO₂削減量 4,300万トン程度(1990年基準で3.5%程度) ○経済への影響 GDP年率0.01ポイント減
実施時期	平成19年1月

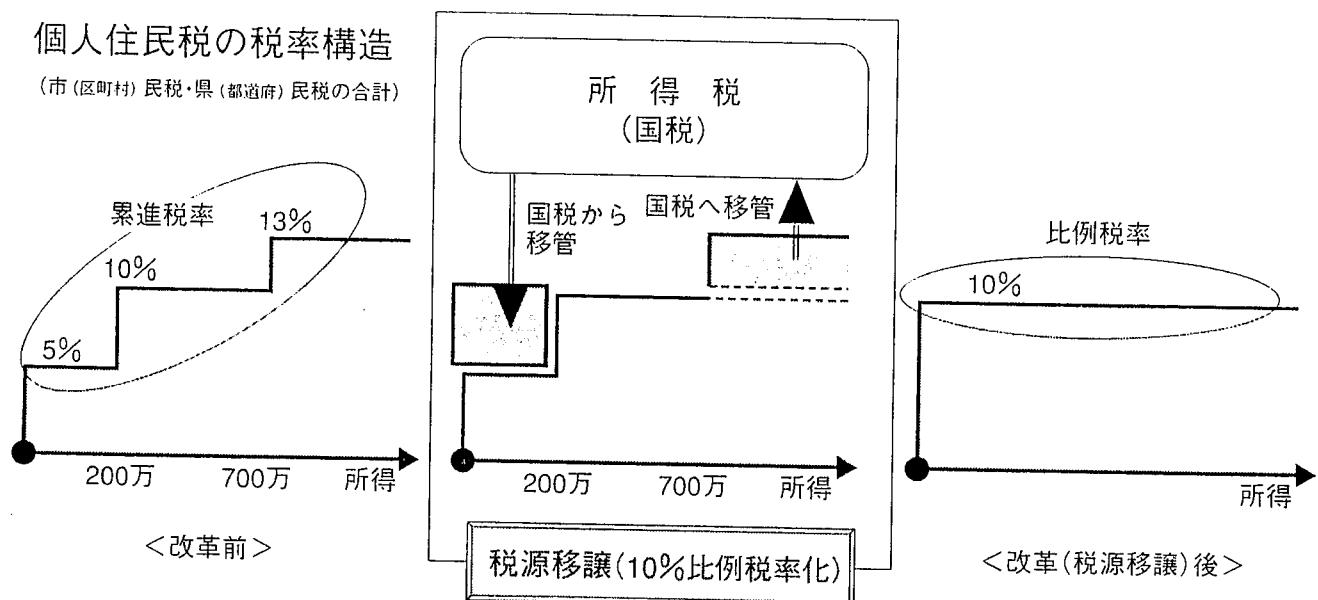
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地球温暖化対策の観点から、エネルギー課税等環境負荷に関連する諸税の税率(暫定税率を含む。)の水準を維持することを要望 ○ 特別会計・特定財源の改革に際してはその財源を地球温暖化対策にも充てることを要望
-----	---

個人住民税の「10%比例税率化」

- 個人住民税の税率（現行：5%→10%→13%の累進税率）を、所得の多寡にかかわらず、「10%税率」に一本化。（⇒所得と税額の関係が、累増ではなく比例となるため、「比例税率」と呼ぶ。）
- 「10%比例税率化」すると、「3兆円の增收」と「偏在度の縮小」が実現。

個人住民税の税率構造

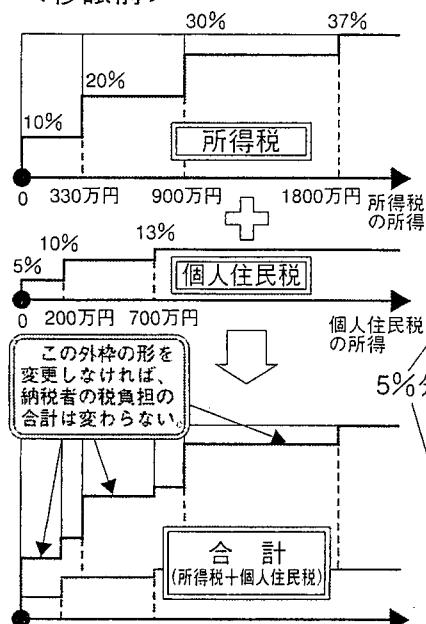
(市(区町村)民税・県(都道府)民税の合計)



税源移譲の基本パターンは「税率の交換」

- 各納税者の合計負担を変えずに税源移譲を行うためには、所得税(国税)と個人住民税(地方税)の間で、対応する税率を「交換」するイメージが基本。

<移譲前>



<移譲のための税率移動>

